

～空き家問題の当事者になるときに備えて～ 「空き家」のこと、考えてみませんか？

高齢化の進展や社会情勢の変化により、村内の空き家は増え続けている傾向にあります。空き家をお持ちの方はもちろん、自宅や実家の将来のことなど、この機会に空き家問題について考えてみませんか。

【問い合わせ】都市政策課建築担当(☎282-1711 内線1248)

近所の空き家に困っている方へ 「空き家相談窓口」へご相談ください

「雑草が生い茂っている」、「植物の枝葉がはみ出している」、「小動物が生息している」、「ごみが捨てられている」、「家屋の一部が壊れていて危険な状況にある」、「長い間管理が行われておらず火事にならないか心配である」等の近所の空き家に関する困りごとについて、お気軽にご相談ください。



▲村公式HP
(空き家に関する相談)

近所の空き家・空き家の管理等
空き家に関する困りごとは
「空き家相談窓口」へ

空き家相談窓口

都市政策課建築担当(役場行政棟2階)
☎282-1711 内線1248

空き家を所有・管理する方へ 空き家の適切な管理にご協力ください

「空き家」とは、常態的に居住、使用していない建築物とその敷地のことを言い、建築物に付属する工作物、立ち木、その他の土地に定着する物も含まれます。

空き家の所有者または管理者は、**建築物(空き家)のメンテナンス、雑草の刈り取り、庭木の枝払い**など、適切に管理してください。空き家の適切な管理を怠り、村から管理不全空き家等^{*1}または特定空き家等^{*2}の勧告を受けると、固定資産税等の住宅用地特例(税額を3分の1または、6分の1に軽減している特例)が解除されます。

- (※1) 管理不全空き家等…適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば特定空き家等に該当する恐れがあると認められる空き家等
- (※2) 特定空き家等…そのまま放置すれば倒壊等保安上著しく危険となる恐れがあるまたは、衛生上著しく有害となる恐れがある、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切であると認められる空き家等

空き家を適切に管理することで、周辺の住環境が良好に保たれます！



■村による緊急安全措置が行われる場合があります

東海村空き家等対策の推進に関する条例(以下「空き家条例」)には、村民等の生命、身体または財産に被害を及ぼすことが明らかな管理不全空き家等または特定空き家等であって、当該空き家等の所有者等に危険な状態を解消する意思がないと認めるとき、または、当該空き家等の所有者等に時間的余裕がないと認めるときは、村によって、危険な状態を緊急に回避するための必要最小限の措置(以下「緊急安全措置」)が行える規定が設けられています。

村による緊急安全措置が行われたときは、当該措置の対象となった管理不全空き家等または特定空き家等の所有者等に対して、緊急安全措置に要した費用を請求します。

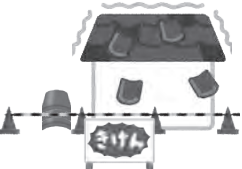
このほか、空き家条例には、村から管理不全空き家等または特定空き家等の助言、指導、勧告を受けた所有者等が、やむを得ない理由によって、助言、指導等に係る措置をとることができないとき、村に対して、措置の代行を申し出ることでできる規定が設けられています。※詳細は、「空き家相談窓口」へお問い合わせください。



▲村公式HP
(空き家条例のポイント)

管理不全空き家等または特定空き家等の状態が、村民等の生命、身体または財産に被害を及ぼすことが明らかであって、所有者等の意思または時間的余裕がない。

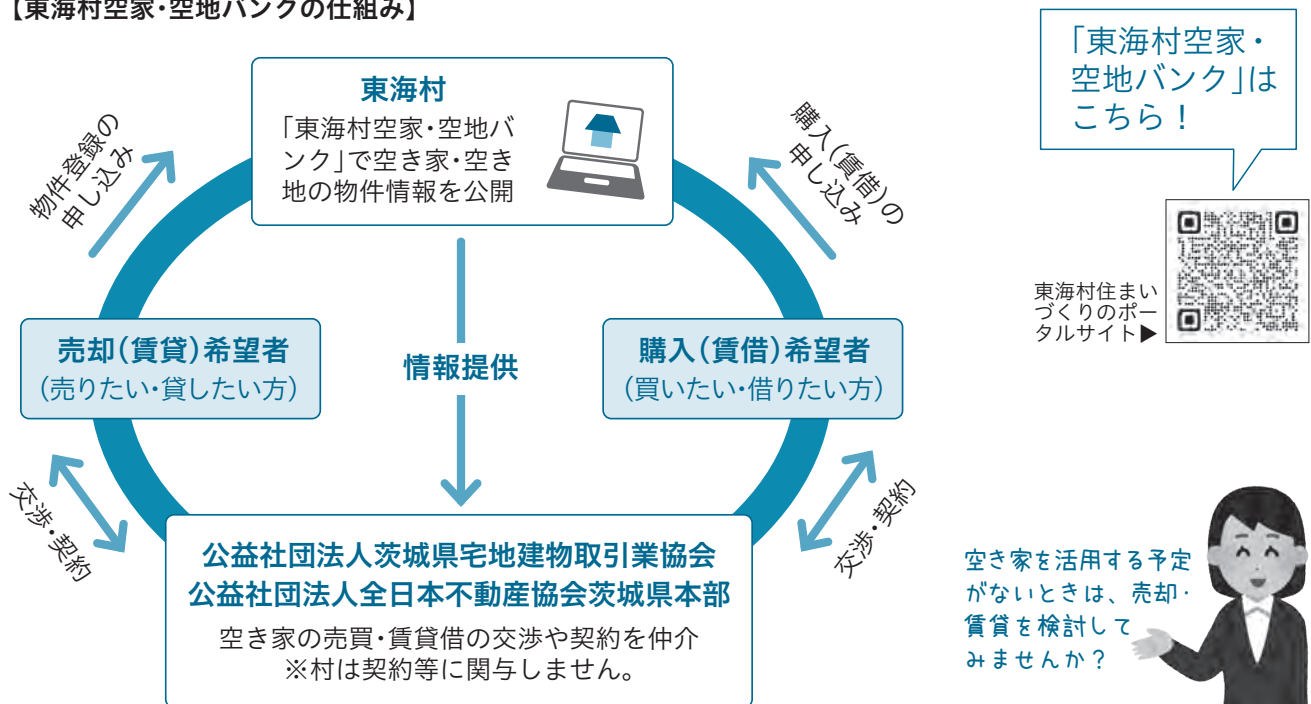
村は、緊急の措置(落下した屋根材等の移動、危険を知らせる看板の設置など)を行う場合がある。※措置にかかった費用については、所有者等に請求します。



空き家・空き地を所有する方へ「東海村空家・空地バンク」と補助制度をご利用ください

村では、村内の空き家・空き地の有効活用を通して、村民の生活環境の保全と地域の活性化を図るために、「東海村空家・空地バンク」を創設しています。東海村空家・空地バンクの利用者に対する補助制度(下記参照)等もありますので、空き家の売却・賃貸を検討したい方は、「空き家相談窓口」へお問い合わせください。なお補助制度については、申請額の合計が予算に達した場合に申請書の提出をお待ちいただく場合があります。

【東海村空家・空地バンクの仕組み】



【東海村空家・空地バンクの利用者に対する補助制度】※詳細はお問い合わせください。

▽東海村空家等解体・リフォーム工事費補助金…東海村空家・空地バンクを通じて空き家を売却・購入する方に対して、解体工事やリフォーム工事に要した費用の一部を補助する制度です。

補助金の額▼空き家の解体・リフォーム工事に要する経費に3分の2を乗じて得た額(上限額80万円)※村内に本店を置く業者による工事の場合、他市町村に居住する方が東海村空家・空地バンクを通じて購入した空き家の場合、上限額が20万円加算されます。

その他▼事前相談が必要です。

▽東海村空家等対策支援補助金…空き家・空き地の調査、測量、設計、表題登記、相続登記に要した費用の一部を補助する制度です。※宅地建物取引業者を通じた空き家・空き地の売買等であっても、申請ができるようになりました。

補助金の額▼調査、測量、設計、表題登記、相続登記に要した費用に2分の1を乗じて得た額(上限額10万円)

その他▼▽空き家・空き地の売買等に伴う費用に限ります。▽空き地は、空き家であった土地に限ります。

▽事前相談が必要です。

相続人になった方は、必ず相続登記の申請を！

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。相続人になった方は、不動産(土地・建物)を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。※詳細は、法務省ホームページ「相続登記の申請義務化特設ページ」等をご覧ください。



▲詳細はこちら